



インボイス制度が始まることを知っていますか？（その2）

ミニトークNo.51 に続き、インボイス制度についてお伝えします。消費税額を正確に計算し、仕入れ税額控除を行うのに必要なインボイス制度（正式名称：適格請求書等保存方式）の開始時期（令和5年10月1日）と、その登録申請期限は1年を切っている状況です。

（株）東京商工リサーチによるとインボイス制度への登録率（法人）は2022年11月末時点で、全国平均71.69%であり、東海3県に目を向けると、岐阜県71.95%（全国9位）、愛知県74.76%（全国3位）、三重県69.76%（全国14位）となっています。

法人の都道府県別インボイス登録率（2022年11月末時点）

（単位：件）

都道府県	法人数	インボイス登録数	登録率	順位
岐阜県	33,164	23,862	71.95%	9位
愛知県	111,225	83,154	74.76%	3位
三重県	24,793	17,298	69.76%	14位
全国	1,877,438	1,346,079	71.69%	-

出所：（株）東京商工リサーチ

「インボイス制度 登録率は44.6% 法人は7割超に、個人企業は約2割と二極化」より一部抜粋

登録期日が差し迫っているにもかかわらず、企業の登録が進んでいない背景には、制度そのものの周知の遅れや、インボイス制度の導入により負担増となる小規模事業者の登録が進んでいない事等が挙げられます。一方、免税事業者が課税事業者を選択した場合は『適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置（以下参照）』として消費税の軽減措置が予定されており、軽減策が登録数の大幅増につながることを期待されています。

令和5年度税制改正の大綱の概要

（令和4年12月23日 閣議決定）

消費課税

◆適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置

- ・これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずる。
- ・一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずるほか、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する措置を講ずる。

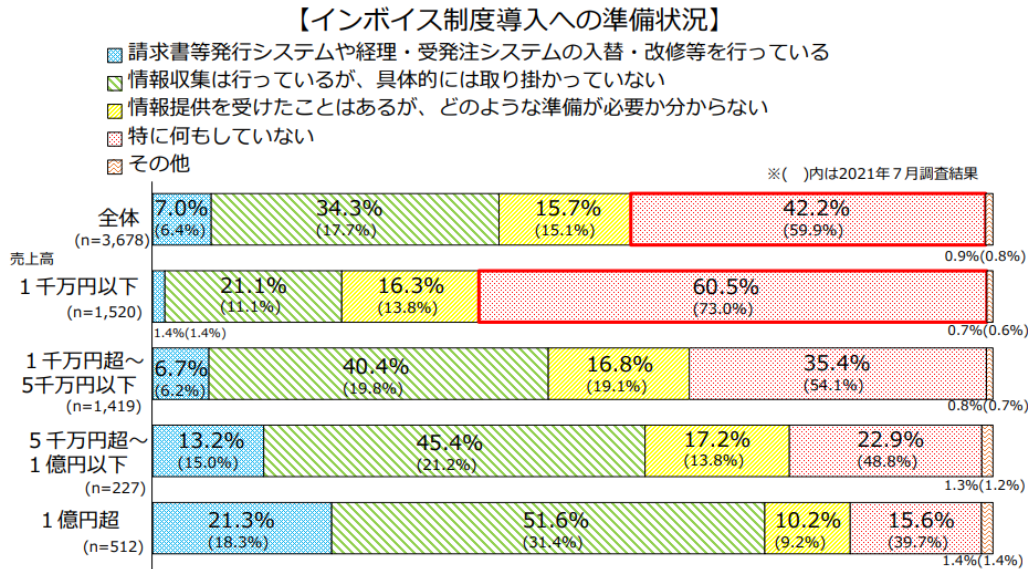
（出所：財務省 「令和5年度税制改正の大綱の概要」）

【経理業務のIT化は必須に】

10月1日のインボイス制度の開始後、制度対応には経理業務のIT化は必須です。

一方で、制度対応が見込まれながら経理業務のIT化が不十分な事業者は多く、取引先への波及を含め大きな影響があると懸念されています。また、インボイス制度への対応と併せて、電子帳簿保存法（令和6年1月本格実施）の改正に伴う制度対応も検討している事業者は多いのではないのでしょうか。

インボイス制度導入の準備状況について、日本商工会議所が令和4年9月に公表した調査（以下参照）によると、全体の42.2%が「特に何もしていない」と回答し、売上高1000万円以下の層では60%を超える顕著な結果となりました。また、「請求書等発行システムや経理・受発注システムの入替・改修等を行っている」割合も7.0%と低調な結果となりました。



（出所：日本商工会議所「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化等に関する実態調査結果」）

【インボイス制度対応ITツールのご相談は岐阜信用金庫に】

岐阜信用金庫では、お取引先企業のインボイス制度への対応支援を積極的に行っております。

現在サービス展開中の「ぎふしん Big Advance」ではインボイス制度に対応した請求書等の発行ツールをリリースしております。また、大手マルチベンダーであるリコージャパンや地域のITベンダーと連携し、お取引先企業にマッチしたITツール導入の支援を行っております。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法対応を促進する目的で、国（経済産業省）ではITツール導入に係る予算措置（IT導入補助金）を講じています。令和5年度も同補助金は継続が予定されており、ITツール導入費用の一部が最大で450万円補助される予定です。

岐阜信用金庫では「IT導入補助金等を活用した各種ITツールの導入」についてご案内しております。ご興味のある方は是非、お取引店舗までご相談ください。

ミニトークNo.51「インボイス制度が始まることを知っていますか？」はこちらからご覧いただけます。

